

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における 預かり保育料補助金の御案内

川崎市では、地域型保育事業等の卒園児（※１）が幼稚園・認定こども園で実施する幼稚園型一時預かりを利用した場合、預かり保育の保育料（※２）のうち、無償化上限額を超える利用料を保護者に対して補助します。

※１ 地域型保育事業等の卒園児とは

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）を卒園した児童です。

※２ 幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育の保育料について

○無償化の対象者

幼児教育・保育の無償化の「保育の必要性の認定（新２号認定）」を受けている方

※新２号認定とは：共働き世帯等、保育所の２号認定と同等の認定区分

○無償化の範囲

園に納付した預かり保育料に応じて、１日あたり４９０円、月額上限１２,３００円までの範囲で無償化

※満３歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の園児を対象として、利用実態に応じて、１日あたり４９０円、月額上限１７,３００円までの範囲で無償化

１ 補助対象

次の①②③の要件を全て満たす川崎市民の保護者が対象です。

①市内の地域型保育事業等の卒園児である

②卒園後の最初の４月１日時点で幼児教育・保育の無償化の「保育の必要性の認定」を受けている

③卒園後の最初の４月１日時点で幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園※に入園している

※補助対象者については、令和９年６月頃に園を通して御案内いたします。



２ 補助金額(月額)

幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園の預かり保育料のうち、無償化上限額（月額上限 12,300 円）を超える利用料に対して、月額上限 5,000 円を補助します。

◎例１ 預かり月額保育料：20,000 円 利用日数：20 日 の場合

無償化給付額：490 円×20 日＝9,800 円

補助額：20,000 円－9,800 円＝10,200 円（保護者負担額）⇒月額上限 5,000 円

◎例２ 預かり月額保育料：15,000 円 利用日数：26 日 の場合

無償化給付額：490 円×26 日＝12,740 円⇒月額上限 12,300 円

補助額：15,000 円－12,300 円⇒2,700 円（保護者負担額＝補助額）

3 補助金の対象期間

対象となる園児の入園後から就学前までです。ただし、入園後、幼児教育・保育の無償化の「保育の必要性の認定」がない期間が生じる場合や市外幼稚園等に転園する場合は、それ以降補助対象外となります。

4 認定申請方法

原則、通園している園を通して認定申請してください。（オンラインでの申請も可能です）

必要な書類は、令和9年6月頃、別途園を通じてお知らせします。認定結果の通知については、別途郵送でお知らせします。

＜認定申請書類＞

- ・預かり保育料補助金交付認定申請書

5 請求方法

園を通じてお知らせいたします。

6 Q&A

【補助の対象について】

Q1：幼児教育・保育の無償化による施設等利用費（預かり保育料）をもらっている場合も、補助金はもらえるの？

A1：預かり保育料に対する補助金の支給上限額以上に保育料負担が生じている場合は補助金の対象になります。

Q2：転園した場合も、補助金はもらえるの？

A2：転園先が幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園であれば引き続き対象になりますが、市内の他の幼稚園や幼稚園以外の施設の場合は、それ以後補助の対象になりません。

Q3：補助金の対象期間中に市外に転居した場合、いつの分まで補助金がもらえるの？

A3：住民基本台帳の記録をもとに市内に住所を有する期間を確認の上、他都市へ転出した日の前日までの利用分が対象になります。

7 お問い合わせ

【幼児教育・保育無償化事務センター】

【電話】：044-246-2025

【受付時間】：午前10時～午後7時（平日）